

インターネットに関する消費者トラブルの相談が寄せられています

プロバイダーの変更

電話で「料金が大幅に安くなる」と勧誘され、プロバイダーを乗り換えた。変更後、実際には安くならないことが分かり、解約を希望したら、変更先のプロバイダーから高額な違約金がかかると言われた。



- ○解約時に、違約金の支払いが必要な場合もあります。電話による勧誘を受けて もすぐに契約せず、説明をしっかり聞き、サービス内容や解約時の違約金も含 めた全体的な費用負担を検討してから契約しましょう。
- ○プロバイダーなどの電気通信サービスは、特定商取引法の対象外であり、クーリング・オフ制度が使えませんが、それに類似した「初期契約解除制度」により、契約書を受け取った日を初日とする8日以内であれば、通信事業者の合意なしに、利用者の都合のみによって契約を解除することができます。違約金の支払いは不要ですが、クーリング・オフ制度と違い、利用した場合のサービス料、契約解除までに行われた工事費用、事務手数料については支払う必要がある点に注意が必要です。

フリマアプリ

フリマアプリで有名ブランドの財布を購入し、代金を支払った。「出品者の評価をしてくれたら、すぐに商品を発送する」と取引の相手から連絡があった。まだ商品は届いていないが、出品者の評価をしてもよいのだろうか。

○ 商品受取り前に出品者の評価をする・させることは、フリマサイトやフリマアプリなど、フリーマーケットサービスの利用規約などで禁止されている場合があります。 「代金を支払ったのに商品が届かない」などのトラブルが起こることがあるので、出品者から求められても応じないようにしましょう。

【主な禁止行為の例】

- ・フリマサービスが用意する決済方法を用いない取引をすること (例:相手が指定した銀行口座へ直接振り込みをすること)
- ・出品者が、購入者の支払いが確認できないうちに、商品を発送すること
- ・購入者が、商品が届いていないのに、先に出品者の評価をすること



オンラインゲーム

以前から利用していたオンラインゲームの運営業者から「利用規約に違反した」という理由で、突然、利用停止処分にされた。理由も教えてくれない。



○まずは利用規約を熟読しましょう。その上で、不正ツールの使用や、ゲーム内での迷惑行為といった、疑わしい利用を行わないようにするしかありません。突然の利用停止に対し、運営業者は「不正利用者に調査方法を明かすと対策を立てられてしまう」などの理由から、対応しない場合もありますが、対応に疑問を感じたらまずは運営業者に連絡を取り、説明を求めましょう。

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」 188にご相談ください。地方公共団体が設置している 身近な消費生活相談窓口をご案内します。

全国共通の電話番号 「消費者ホットライン」

2188